

商標審査基準たたき台（案）（4条1項8号）

商標法4条1項8号

商標審査基準たたき台（案）	現行の商標審査基準
七、第4条第1項第8号（他人の氏名又は名称等） 他人の肖像又は他人の氏名若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を含む商標（その他人の承諾を得ているものを除く。） 1. 「他人」について 「他人」とは、自己以外の現存する者をいい、自然人（外国人を含む。）、法人のみならず、<u>権利能力なき社団</u>を含む。 2. 「略称」について (1) 法人の「名称」から、株式会社、一般社団法人等の法人の種類を除いた場合には、「略称」に該当する。なお、<u>権利能力なき社団の名称については、法人等の種類を含まないため、「略称」に準じて取り扱うこととする。</u> (2) 外国人の「氏名」について、ミドルネームを含まない場合には、「略称」に該当する。 3. 「著名な」略称等について 「著名な」雅号、芸名、筆名又はこれら及び他人の氏名、名称の「著名な」略称（以下、「略称等」という。）に該当するかは、常に、問題とされた商標の指定商品又は指定役務の需要者のみを基準とすることはせずに、<u>略称等が本人を指し示すものとして一般に受け入れられているか否かを基準として判断する。</u> 4. 「含む」について 他人の名称等を「含む」商標であるかは、当該部分が他人の名称等として客観的に把握され、当該他人を想起・連想させるものであるか否かにより判断する。 <u>（例）商標「TOSHIHIKO」から他人の著名な略称「IHI」を想起・連想させない。</u>	七、第4条第1項第8号（他人の氏名又は名称等） 他人の肖像又は他人の氏名若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を含む商標（その他人の承諾を得ているものを除く。） 1. 本号でいう「他人」とは、現存する者とし、また、外国人を含むものとする。 ※参考裁判例①参照 （新設） ※参考裁判例②参照 ※参考裁判例③参照 3. 本号でいう「著名」の程度の判断については、商品又は役務との関係を考慮するものとする。 ※参考裁判例④参照 （新設） ※参考裁判例⑤参照

5. <u>自己の氏名等に係る商標について</u> <u>自己の氏名、名称、雅号、芸名、若しくは筆名又はこれらの略称に係る商標であつたとしても、他人の氏名若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称にも該当する場合には、当該他人の人格的利益を損なうものとして、本号に該当する。</u> 6. 他人の承諾について 「他人の承諾」は、査定時においてあることを要する。	2. 自己の氏名等と他人の氏名等が一致するときは、その他人の承諾を要するものとする。 (新設) <u>※参考裁判例⑥参照</u>
--	--